

日吉台中学校 学校いじめ防止基本方針

【いじめを許さない学校風土の確立～誰もが笑顔で学校生活を送るために～】

1 基本方針

いじめの根絶を目指すためには、学校としていじめは絶対に許さないという風土を確立する必要性があります。そのため、いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、未然防止と生徒の実態把握に努めるとともに、いじめ根絶を全面に掲げ組織的に取り組んでいくことを宣言します。

(1) 生徒が主役の魅力ある学校

学校の教育活動を通じて、「だれもが、安心して、豊かに学校生活をおくることができる学校」をつくります。笑顔あふれる特色ある学校づくりにおいて、自主性・協調性を身に付けた生徒を育てます。

(2) 一人ひとりの生徒を大切に作る学校

生徒からの信頼関係を基盤とした学校づくりを目指します。相談活動の充実を図るなど、生徒とのふれあいを重視し一人ひとりの生徒に厚く寄り添うことを実践していきます。また、情報の共有化を図りチームとして組織的に取り組みます。

(3) 道徳教育・人権教育の充実

いじめを未然に防止するために、学校の教育活動全体を通じて道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うことを継続的に取り組みます。「相互理解・思いやり・豊かな心」を育むことを実践します。

(4) いじめの早期発見と迅速な対応、機関連携

「いじめ解決一斉キャンペーン」の実施や「教育相談」を充実させ、子どもたちの様子や行動を把握し早期に発見、早期解決を適切に図ります。また、「いじめを絶対に許さない」ことを前提に、迅速に対応します。必要に応じて、関係機関と連携を図り対処します。

(5) 保護者とともに歩む学校

保護者の理解と信頼を得られる学校を目指します。学校と家庭が協力関係を構築し、生徒の様子や行動を把握します。情報交換・情報共有をきちんと行い、生徒の笑顔あふれる学校生活を支援します。

(6) 地域のなかの学校

地域の理解と信頼を得られる学校を目指します。「台中づくり懇話会」や「学校・家庭・地域連携事業」などで地域からの声を積極的に受信し、地域との連携をより一層推進します。情報交換・情報共有をきちんと行い、子どもたちの健全育成を推進します。

2 取組内容

(1) いじめの未然防止

○「いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こりうる」という事実を踏まえ、道徳教育や人権教育を充実させ、子どもたちの人権感覚や規範意識を育てます。

○学級活動や生徒会活動等の自治的な活動を通じて、いじめ問題に対する意識の醸成や心豊かで温かい人間関係づくりを進めます。

○ネットいじめ・ネットトラブルを未然防止するために、情報教育の充実を図ります。

(2) いじめの早期発見

○「いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われること」を認識し、教育相談活動を充実させ、子どもたちの心に厚く寄り添うことを大切にします。

○いじめ解決一斉キャンペーンや生活調査アンケートを実施し、子どもたちの様子や行動を把握します。

○いじめ問題については校長をリーダーに全職員で組織的な対応を図ります。

○研修会等を通じて、教職員自らの人権意識を高め、教職員の資質向上に努めます。

(3) いじめに対する措置

- 「いじめの疑いがあった段階」で、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校として組織的に対応します。
- いじめ防止対策委員会で情報を共有し、校長を中心に組織的な対応方針を決定、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行います。
- 被害生徒及び保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導・支援を組織的に行います。
- 事案によっては、警察署等関係機関との連携を積極的行います。

(4) いじめの解消

- 「いじめの解消」とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があると考えて判断します。
 - ・いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
 - ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。上記要件が満たされるよう被害生徒だけでなく関係生徒に関しても、いじめ防止対策委員会で情報を共有し、組織的に指導・見守りにあたります。

(5) 教職員等への研修

- 教師一人ひとりが専門家による生徒理解研修を受講し、思春期や発達に関する理解を深めます。
- 授業や学級、生徒会活動、部活動などを通じた生徒の自尊感情や自己有用感の向上、受容力の高い集団づくりを進めます。

(6) 保護者、地域連携・機関連携の視点

- 個別面談を行い保護者との情報交換・共通認識を図ります。
- 懇話会や連絡会を活用し、生徒たちについての情報交換・共通認識を図ります。
- 必要に応じて警察署や児童相談所等の関係機関や専門機関と連携し、事案に対応します。

3 学校いじめ防止対策委員会の設置

(1) 委員会の構成員

校長・副校長・教務主任・学年主任・生徒指導専任・生活指導部長・養護教諭。必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門家に助言・参加を求めます。

(2) 委員会の運営

常設とし、月1回以上、定期的に行います。またいじめの疑いがある段階で直ちに開催し、校長を中心に学校として組織的な対応方針を決定します。会議録を作成・保管し、進捗の管理を行います。

(3) 委員会の活動内容

- a 未然防止 ・学校基本方針に基づく取組の実施や計画の作成の際の中核的役割。
- b 早期発見 ・いじめの相談・通報の窓口。
 - ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係わる情報の収集・記録、共有。
- c 事案対処 ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒への事実確認、いじめを受けた生徒の立場に立った指導や支援体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割。
- d 取組検証 ・必要に応じて、学校基本方針の策定や計画の見直しを行うチェック機能。

4 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされています。学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告します。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行います。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じます。

平成26年3月策定
平成30年2月改定
令和5年3月31日改定

※本年度年間計画

月	取り組み内容	
4月	年間計画確認 生徒理解研修 前期始業	全校、学年、学級での講話 (いじめ防止基本方針を説明) 教育相談および教育相談アンケート①
5月	台中ブロック専任会①	全市いじめ解決一斉キャンペーン① YPアセスメント① 毎月生活アンケート①
6月	学家地連総会(前期)	毎月生活アンケート②
7月	保護者面談①	人権作文コンテスト 台中ブロック横浜子ども会議 集会・学級での講話
8月 9月	市専任会夏季研修 生徒理解研修	教育相談および教育相談アンケート② 社会を明るくする運動標語コンテスト 港北区横浜こども会議
10月	保護者面談② 後期始業	毎月生活アンケート③
11月	台中ブロック専任会②	YPアセスメント② 毎月生活アンケート④
12月	横浜市いじめ防止啓発月間 ※人権週間の取組	全市いじめ解決一斉キャンペーン② 集会・学級での講話
1月	本年度の検証、次年度計画の見直し	教育相談および教育相談アンケート③ 毎月生活アンケート⑤
2月	学家地連総会(後期) 新入生保護者説明会(いじめ防止基本方針を説明)	毎月生活アンケート⑥
3月	台中ブロック専任会③ 保護者面談③	1年を振り返ってアンケート 集会・学級での講話
年間	いじめ防止対策委員会(月1回・随時)	情報リテラシーに関する指導(随時)

令和6年4月4日

[資料編]

【いじめの定義】いじめ防止対策推進法第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめの態様】「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）より

- 1 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 2 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 4 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 5 金品をたかられる。
- 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- 8 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

【いじめの防止等の対策に関する基本理念】横浜市いじめ防止基本方針より一部抜粋

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関かかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- (1) いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。